最重点事項１

３　「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
（２）「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

＜現状・課題＞

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、２千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第２項第１号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の５割程度にとどまっている。さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額２千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填（てん）されるが、地方交付税による減収補填（てん）を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。国も制度自体に問題があることを認

識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和８年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入１億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たり的な制度の見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

加えて、令和８年６月には会計検査院から、「地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響」を与えており、令和６年度決算への影響額は 863 億円のマイナスであると報告されている。また、「国税である所得税からの控除分として地方交付税の法定率分の減少等が生じていると考えられる」とも指摘されている。

＜具体的要求内容＞

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

（２）マイナンバーカードの普及率が８割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることに鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参　考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	８４３，９６８	８７，２８８	３４，９０６	５２，３８２
令和２年度	８６４，５０９	８８，９３６	３５，５６５	５３，３７１
令和３年度	１，１５２，３８０	１１２，５１６	４５，００２	６７，５１４
令和４年度	１，４７１，２５１	１４４，６２０	５７，３３２	８７，２８８
令和５年度	１，６９９，３６７	１６７，８９６	６７，８３４	１００，０６２
令和６年度	１，８６３，１７２	１８７，９０３	７６，０４０	１１１，８６４
令和７年度	２，００１，０７９	２１６，０８３	８６，２２７	１２９，８５５
令和８年度	２，１１５，０１０	２３５，０５７	９３，８４４	１４１，２１２

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和７・８年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成 21 年度）からの累計の控除額は、１，３９４，３１１百万円（うち都民税分は５５８，２２７百万円、区市町村民税分は８３６，０８４百万円）である。

最重点事項２

４　個人住民税利子割における住所地課税の実現

（提案要求先　内閣府・金融庁・総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

清算制度を時限措置と位置付けた上で、個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

＜現状・課題＞

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、金融機関が特別徴収し、預貯金の口座所在地等の都道府県に納入する仕組みとなっている。

総務省は、利子割について、在るべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識から、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」を令和７年２月に設置した。同年 11 月には、都道府県間における清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられ、これを踏まえ、令和８年度税制改正において、所得金額を基準とする清算制度が導入された。

しかしながら、その導入に当たり、金融機関に対する調査等は実施されず、あるべき税収帰属との乖離の実態が明らかにされなかった。また、都の税収シェアが 40％を超えていることが議論の前提とされていたが、すでに約 30％に急減しており、前提条件に明らかな変化が見られる。加えて、利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得金額を清算基準に用いることは不適当であるとの指摘がなされている。

検討会の報告書において、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的考え方は維持しつつ、その実現については、中長期的な視点から引き続き、（中略）税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである」とされており、都としても「住所地課税」があるべき税制であるという認識に相違はないが、現時点では国において住所地課税の実現に向けた検討の動きは見られない。

こうした現状を踏まえ、全国全ての金融機関 1,258 社に対し、個人の預貯金残高等について都独自の調査を実施した。その結果、421 社から回答があり、その合計額は全国の個人預貯金総額の約６割に相当した。一方で、金融機関からは金額の回答が困難な理由として、「法令に基づく調査でないこと」が多く挙げられたほか、「調査を行うのであれば総務省が実施すべき」という意見もあった。

なお、住所地課税の実現に当たっては、金融機関が把握する預金者の住所が必ずしも住民票上の住所と一致しないという課題があるが、マイナンバーを活用し

た銀行口座と預金者情報の紐づけ等による住所地把握に向けた環境整備や、その構築に必要となるシステム改修等、徴収事務を担う金融機関の負担への配慮も必要である。

＜具体的要求内容＞

清算制度を時限措置と位置付けた上で、国も本来在るべきと示している個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

なお、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国が導入を予定している「所得に応じたきめ細かな給付」の議論を踏まえた利子所得の把握や、マネーロンダリング対策における預金者情報の把握という視点も考慮すること。

参　　考

（１）調査の概要・結果

令和８年度個人住民税利子割に係る調査

■　令和７年度に開催された国の検討会においても、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であり、その実現については中長期的な視点から、（中略）検討すべき」とされたことから、住所地課税の実現に向けて、東京都が独自に調査を実施

調査対象	個人の預貯金口座を取り扱う全国の金融機関　…　1,160 社 ⇒　銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合	金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」の金融機関を調査対象に選定
	利子割対象の金融類似商品（保険）を取り扱う全国の金融機関　…　98 社 ⇒　生命保険会社、損害保険会社	
調査項目	（１）個人口座の預貯金残高 ①　個人口座の預貯金残高総額（全国分） ②　①のうち、口座所有者の住所が都内の方の預貯金残高総額	・データの抽出時点は金融機関が任意で設定 ・金融機関が把握している口座所有者又は保険契約者の住所地に基づき回答
	（２）利子割対象となる金融類似商品のうち、一時払い養老保険等の解約差益 ①　解約差益総額（全国分） ②　①のうち、契約者の住所が都内の方の解約差益総額	
調査方法	インターネットフォームによる任意回答	
調査期間	令和８年５月12日～令和８年６月30日 （調査期間終了後も回答があったため、令和８年７月24日時点まで集計）	

3

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

調査結果（回答社数・金額）

■ 421社の金融機関から回答あり
■ 預貯金に係る回答金額の合計は、全国の個人預貯金総額の約58%に相当
■ 金額の回答を得られなかった理由は「法令に基づく調査でないため」が最多

		預貯金	解約差益	合計
調査対象社数		1,160	98	1,258
回答社数 ※1		394	27	421
回答内訳	金額回答あり	277	5	282
	金額回答なし	100	4	104

全国の個人預貯金総額※2に対する回答金額の割合



※1「調査項目の金融商品を取り扱っていない」の回答を含む
※2「日本銀行資金循環統計（2026年第１四半期）」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計金額

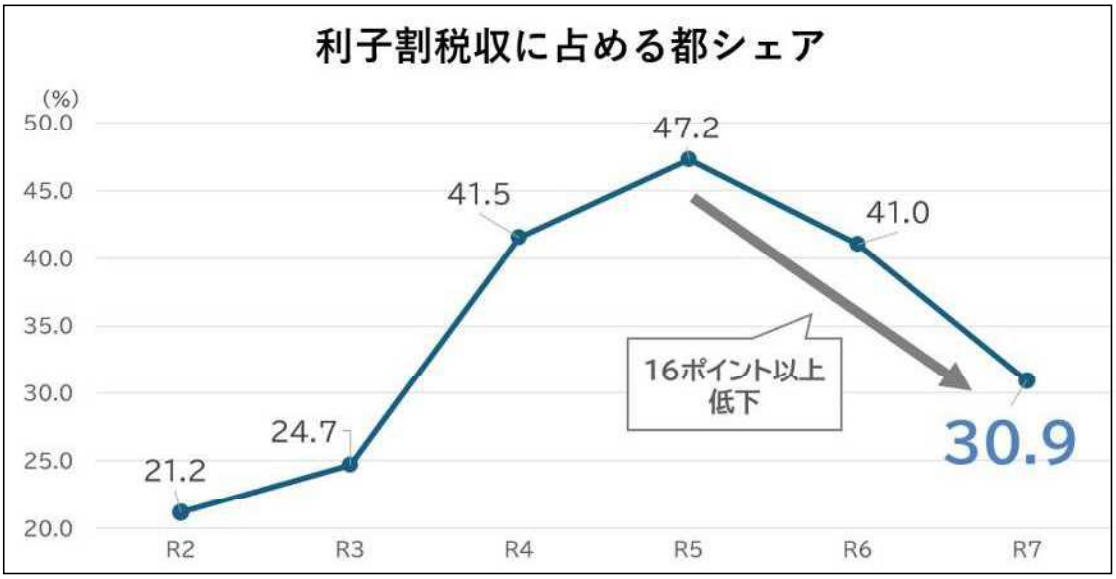
金額回答なしの理由（インターネットフォームによる理由選択）

・ 法令に基づく調査でないため：60 件
・ 口座所有者の住所地別の金額を抽出するには、システム改修が必要になるため：33 件
・ その他（業務多忙等）：11件

4

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

（２）都のシェア率



最重点事項３

２　外国人との秩序ある共生社会の推進

３　在住外国人に関するより精緻な実態把握

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　生活文化局・総務局・デジタルサービス局・主税局・都市整備局・福祉局・保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築及び国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化について、その実効性を確保すること。

＜現状・課題＞

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在住外国人の生活に係る実態を十分に把握する必要がある。

この点、総合的対応策において、在住外国人の生活に係る実態等を把握するとされたが、実態把握に係る基本的な方針や役割分担が明確でない。

また、実態把握に当たっては、国の各省庁や地方自治体等が把握している各行政分野の情報の一元化を図る旨明記され、国と区市町村との間で情報連携が図られるようになるが、これに伴う区市町村等のシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。

さらに、当該情報連携について、都道府県を対象としているのか明確になっておらず、都道府県が必要な情報を得られない懸念がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国、都道府県、区市町村等の各主体が、教育、医療、福祉、住宅政策などの行政分野ごとに、外国人に係る情報（人数、国籍、在留資格等）をどのような目的において、どの程度把握すべきか、その手段も含めて、国から明確な基本的方針を示すこと。
　また、必要な場合には、法改正も含めた措置を検討すること。

（２）公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携における、省庁及び関係機関間の保有情報や各種システムの連携に向けた検討及び実施に当たっては、以下の各事項に配慮すること。
① 国の責任において情報連携に必要なシステムを整備すること。
② 連携先となる区市町村等の事務負担に配慮すること。
③ 地方自治体のシステム改修に係る費用に対する財政措置を講じること。
④ 都道府県に対し必要な情報を共有すること。

（３）総合的対応策に明記された、医療保険、不動産等の実態等を把握するための調査等の実施について、実効性のある実態把握に向けて早急に考え方

等を整理し、以下の措置を講じること。

① 国民健康保険料（税）の滞納対策のため、国、都道府県及び区市町村がそれぞれの役割において、外国人被保険者について把握すべき情報を明確に示すこと。

② 公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査の実施、及び新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応を検討するに当たり、以下の措置を講じること。

ア 地方住宅供給公社が提供する住宅における国籍把握については、各事業主体の判断に委ねられるとの方針が示されたが、既存居住者の国籍等を把握する場合における具体的な手法の明示及び把握を可能とするための制度的措置を講じること。

イ 情報把握等のため、地方自治体等にシステム改修等の負担が生じる場合には、国の責任において、当該費用を措置すること。

ウ ＵＲ賃貸住宅における入居実態を調査した上で今後の対応方針を示すこと。また、当該調査の結果を公表すること。

③ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向けた法人の実質的支配者の把握強化に当たり、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 取得者が法人の場合に、主たる役員及び株主の国籍等を把握可能とするよう、不動産移転登記申請時の記載項目を検討すること。

イ ＦＡＴＦ第５次対日相互審査に向けた土地等を所有する法人の実質的支配者を把握する仕組みについて、アの記載項目への反映に向け検討すること。

④ 外国人によるマンションの取引実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 今後、不動産移転登記の申請時に登記簿への登記名義人の国籍記載が義務化されることを踏まえ、外国人による不動産取引やその利用等を継続的に調査すること。

イ 投機目的の購入と不動産価格高騰との因果関係を分析し、実態の解明を図るとともに、詳細な調査結果を公表すること。

⑤ 外国人による土地取得・利用等の実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 土地取引について、国土利用計画法に基づく届出事項に国籍等が追加されたが、当該届出を通じて、土地利用につながる情報を広範かつ早期に把握することができるよう、次の事項について検討すること。

・面積要件の引下げや無償譲渡も対象に含めるなど、届出対象の拡大
・近年の土地利用形態を踏まえた、届出様式・記載要領等における利用目的の分類等の見直し
・届出内容のうち実態把握に資する情報を関連部局・機関に共有する際の範囲や目的等の明確化
・これらの見直しにより届出件数が増加することを踏まえた、届出事務へのデジタル活用の推進など地方自治体の事務負担の軽減につながる支援

イ　国は、重要土地等調査法に基づき、防衛関係施設周辺や国境離島等の注視区域及び特別注視区域について、土地等の所有者の氏名、住所、国籍や利用状況等の調査を実施しているが、調査結果については、その概要を公表するに留まっている。土地等の所有者の氏名や国籍、利用目的など、外国人の生活実態の把握に資する情報については、関係地方自治体の求めに応じて必要な内容を提供すること。

（４）子供に対する日本語教育の充実に向け、地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握するに当たり、国籍や在留資格は有用な情報と考えられるが、学校基本調査等においてこれらの情報を調査項目に追加する場合には、国の責任においてその目的、範囲や把握方法を明確に示すとともに、生徒、保護者及び学校が納得するよう十分に説明を尽くすこと。

最重点事項４

４　日本の制度等の周知・啓発

（提案要求先　内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省）
（都所管局　生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

＜現状・課題＞

我が国の税制、社会保障制度、生活習慣等に対する理解の不足が、住民税などの地方税や国民健康保険料（税）、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や地域におけるトラブルの誘発等につながるといった不安の声が一部で聞かれる。

国においては、総合的対応策に基づき、「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の下に「日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ」（以下「ＷＧ」という。）が設置され、令和 10 年度中の試行開始に向けた検討が進められている。

しかしながら、プログラムにおける日本語学習については、これまで地方自治体が実施してきた地域における日本語教育等との関係性が明確でない。また、試行の対象者の範囲や実施規模、都道府県や区市町村など基礎自治体及び受入機関の役割分担並びに本格実施までの工程は示されておらず、プログラムの全体像は依然として明らかとなっていない。

また、上記報告書及びＷＧにおいては、国がＩＣＴを活用した学習を共通基盤として整備しつつ、地方自治体が行う日本語教育や地域特性に応じた対面講習をプログラム内の取組に位置付ける方向性が示されているが、国、都道府県及び区市町村それぞれの役割分担や、国による支援の具体的な内容は明らかにされていない。

なお、地域日本語教育について、都は、令和８年度に外国人当事者、自治体、支援団体等に実態調査を行ったところ、日本語の学習に当たっては、学習の開始や継続を促す仕組み及び地域社会とつながる仕組みづくりの必要性が明らかとなっている。

＜具体的要求内容＞

- 入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、生活上必要となる制度等の周知をより徹底すること。
- 入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。
- プログラムについて、令和 10 年度中に開始するとされる試行を含めた全体像及び策定から実施までの具体的なロードマップを早急に示すこと。特に、対象者の範囲、実施規模、都道府県や区市町村など基礎自治体及び受入機関の役割分担については、既存の地域における日本語教育等の役割を明確にし

たうえで、その内容について明らかにすること。

- 国の責任の下でプログラムを策定、実施する旨を、上記１において要望している基本法等により明確にした上で、早急に取り組むこと。
- プログラムの策定に当たっては、地方自治体等から意見聴取をするなど、外国人に対する日本語教育及び日本のルール等の学習実態を十分に把握した上で、財政的な裏付けも含めて、その実効性を確保すること。特に、外国人が確実に学習に取り組めるよう、学習の開始や継続を促す仕組み及び地域社会とつながるための仕組みについて十分に検討を行い、必要な措置を講じること。
- プログラムを策定、実施するに当たって、地方自治体や民間企業等に負担を求める場合は、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

最重点事項５

５　公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築

（提案要求先　内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部）

在住外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

＜現状・課題＞

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在住外国人等が公租公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在住外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

＜具体的要求内容＞

（１）在住外国人に対する国民健康保険料（税）の前納制度については、国の責任において効果検証した上で、地方自治体が活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うとともに、本制度の導入が地方自治体の任意とされていることから、財政的支援及び技術的支援を継続すること。

（２）個人住民税においても、国民健康保険料（税）の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。

（３）不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

最重点事項６

１　真の分権型社会の実現

１　東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・政策企画局・主税局）

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。

＜現状・課題＞

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で６対４であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は４対６と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和８年度与党税制改正大綱（令和７年 12 月 19 日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点か

ら、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の 75％が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か 25％分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の改革に向けて取り組むべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。